令和４年度田代山及び周辺地域における
ニホンジカ捕獲等事業業務

一 般 競 争 入 札
入　札　説　明　書

令和４年６月

福島県生活環境部自然保護課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び令和４年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲等事業業務委託の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）　　福島県知事　内堀　雅雄

２　入札に付する事項

（１）　業務名　　令和４年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲等事業業務

（２）　仕様等　　別紙仕様書のとおり

（３）　履行期間　　契約締結日から令和５年２月２８日まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。 ※なお、当該者は本件業務に係る下請けとなることも認められていない。

(3) 会社更正法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立をしている者、若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 環境省認定鳥獣捕獲等事業者一覧にニホンジカで登録されている者であること。

(5) 過去１０年以内に、国又は地方公共団体が発注した野生鳥獣捕獲業務を元請け契約し、履行した実績を有する者であること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記５の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

（ア）<u>野生鳥獣捕獲業務実績を証する資料(任意様式)</u>

野生鳥獣捕獲業務実績について提出すること。

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（４０４円）の切手を貼った長形３号封筒を提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和４年６月２４日（金）以降、入札者に対して通知する。

５　入札書等の提出期限等

(1)　資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和４年６月２３日（木）　１７時まで

なお、申請書類は郵送（必着）を可とする。

提出場所　郵便番号　９６０－８６７０

住　　所　福島県福島市杉妻町２番１６号

福島県生活環境部自然保護課

電　　話　０２４－５２１－７２１０

ＦＡＸ　０２４－５２１－７９２７

電子メールアドレス　yasei@pref.fukushima.lg.jp

(2)　入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和４年６月２７日（月）　１４時００分

福島県生活環境部会議室（福島県庁西庁舎１０階）

(3)　開札の日時及び場所

令和４年６月２７日（月）　１４時００分

福島県生活環境部会議室（福島県庁西庁舎１０階）

6　入札書の提出方法

(1)　入札書は、指定の入札書(第２号様式)に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ持参すること。

(2)　入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ　委任状(第３号様式)　代理人が出席し、入札する場合

(3)　入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　当該価格は捕獲に要する一切の諸経費を含めた総額を見積もること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約締結後、消費税法等の改正等により消費税率が変動した場合には、変更された税率に基づき相当額を加減したものを契約額とする。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7　入札保証金

(1)　入札に参加を希望する者は、５の(3)に掲げる日時までに入札金額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2)　入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3)　入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を５の(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。

(4)　財務規則第２４９条第１項各号（別記１）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、５の(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（第５号様式）により５の(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、５の(3)に掲げる日時までに５の(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

８　入札方法及び開札等

(1)　開札は、上記５で指定する日時及び場所で行う。

(2)　開札に先立ち、入札者は上記６の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3)　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4)　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5)　再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、１回に限り再度入札に付することができるものとする。

９　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1)　入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第４号様式)を５の(1)に掲げる場所まで提出することで説明を求めることができる。

県は、福島県生活環境部ホームページに掲載する方法により回答する。

受 付 期 間　令和４年６月１４日（火）から令和４年６月２０日（月）１７時まで

受 付 方 法　郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

回答予定日　令和４年６月２１日（火）

(2)　入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（第２号様式）を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3)　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（第３号様式）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4)　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5)　入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6)　開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
(7)　開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
(8)　入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等
入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12　入札の無効
次の各号の一に該当する入札は無効とする。
(1)　上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
(2)　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
(3)　委任状を持参しない代理人のした入札
(4)　同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(5)　記名、押印を欠く入札
(6)　金額を訂正した入札
(7)　誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
(8)　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(9)　明らかに連合(談合)によると認められる入札

13　落札者の決定方法
(1)　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
(2)　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3)　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約書等の作成

(1)　委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する委託契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から７日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。

(2)　契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3)　落札者が、上記(1)に定める期間内に委託契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。

15　契約条項は、委託契約書(案)及び財務規則による。

16　当該契約に関する事務を担当する部門は、上記５の(1)と同じである。

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

四　過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十八まで（略）

２　（略）

（入札保証金の減免）

第２４９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三、四　（略）

２　（略）